

おおい町

1 介護福祉課	本郷92-51-1	tel. 77-2760
2 地域包括支援センター	本郷92-51-1	tel. 77-2770
3 保健福祉室	名田庄下6-1(あっとほ〜むいきいき館内)	tel. 67-2000
4 生活支援ハウス	名田庄下6-1(あっとほ〜むいきいき館内)	tel. 67-2000
5 介護者支援施設 やまもも	野尻28-37	tel. 77-1011

居宅介護(予防)支援事業所

おおい町社協 居宅介護支援事業所	6 本郷82-14(あみーシャン大飯内)	tel. 77-3415
	7 名田庄下6-1(あっとほ〜むいきいき館内)	tel. 67-2318
8 おおい町指定介護予防支援事業所	本郷92-51-1	tel. 77-2770

居宅介護(予防)サービス事業所

おおい町社協 訪問介護事業所	9 安川13-5-3(小規模多機能ホームやすらぎ内)	tel. 77-1106
	10 名田庄下6-1(あっとほ〜むいきいき館内)	tel. 67-2318
11 おおい町社協 通所介護事業所	名田庄下6-1(あっとほ〜むいきいき館内)	tel. 67-2318
12 デイサービス はな	名田庄三重34-10-1	tel. 67-3339
13 なごみ 通所リハビリテーション	本郷92-51-1	tel. 77-3184

介護保険施設

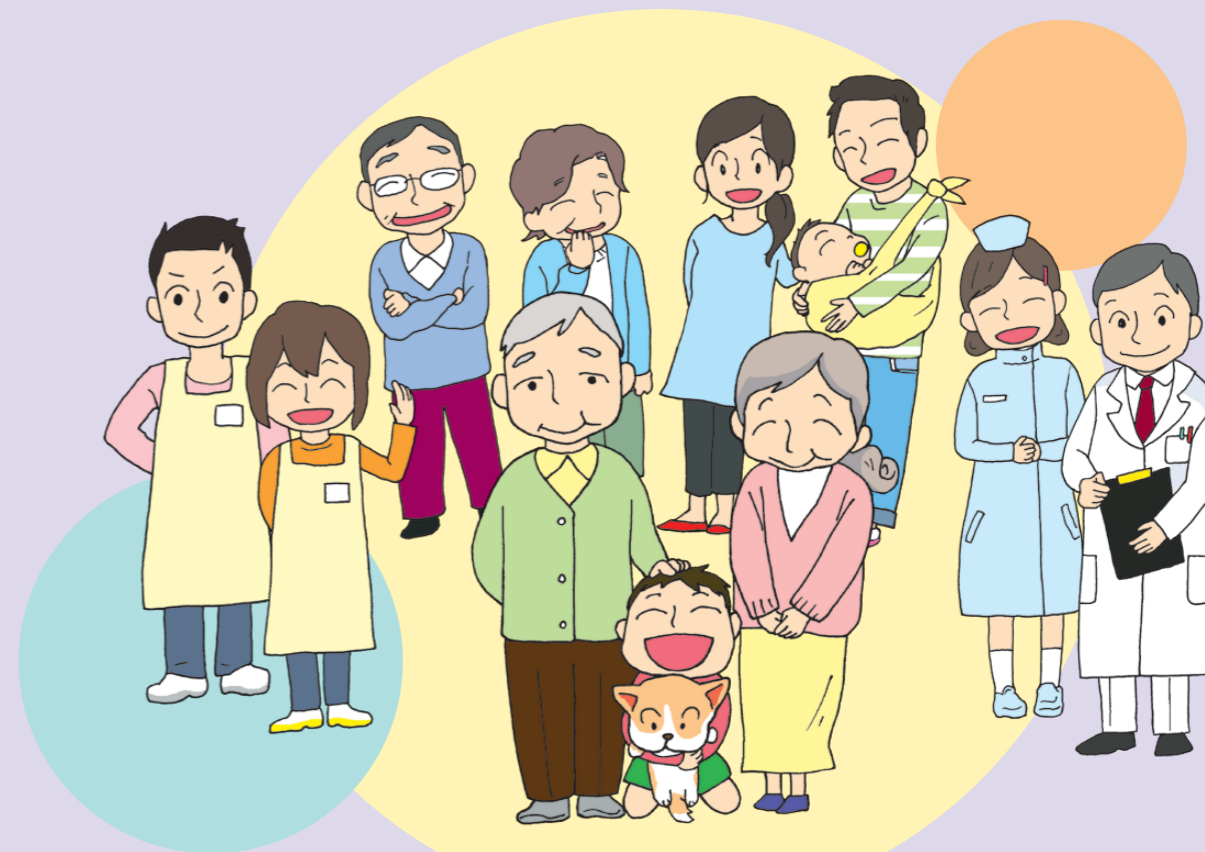
14 介護老人福祉施設 楊梅苑	野尻28-37	tel. 77-1011
15 介護老人保健施設 なごみ	本郷92-51-1	tel. 77-3184

地域密着型サービス事業所

16 認知症高齢者グループホーム	本郷92-51-1	tel. 77-2753
17 楊梅苑(ユニット型)	野尻28-37	tel. 77-1011
18 小規模多機能ホーム ひだまり	名田庄口坂本13-5	tel. 67-2656
19 小規模多機能ホーム きぼう	名田庄三重40-47	tel. 67-2203
20 小規模多機能ホーム やすらぎ	安川13-5-3	tel. 78-1106
21 小規模多機能ホーム かんよもん	山田16-35	tel. 77-1600
22 小規模多機能ホーム びわの木	大島45-22-1	tel. 77-2550

おおい町 高齢者福祉計画・ 第7期介護保険事業計画

平成30(2018)年度～平成32(2020)年度



計画策定の趣旨

- 近年、介護保険料の高騰、介護従事者の不足等、超高齢化により、さまざまな課題がみられます。
- 国では第6期計画において、団塊の世代が75歳以上となる2025年(平成37年)を見据えて「地域包括ケアシステムの構築」が位置づけられました。
- 平成30(2018)年度からの第7期計画においては、地域包括ケアシステムを着実に構築していく第2ステージとして、市町村が保険者機能を強化し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に積極的に取り組むことや、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進などが求められています。
- おおい町では、これまでのさまざまな取り組みを活かしながら、住民や関係機関・団体、事業所等、さまざまな方々と連携・協力し、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組み、具体的に取り組むべき施策を明らかにするため、「おおい町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

計画の期間

- 本計画は、平成30(2018)年度を初年度とし、平成32(2020)年度までの3年間で1期とする計画です。

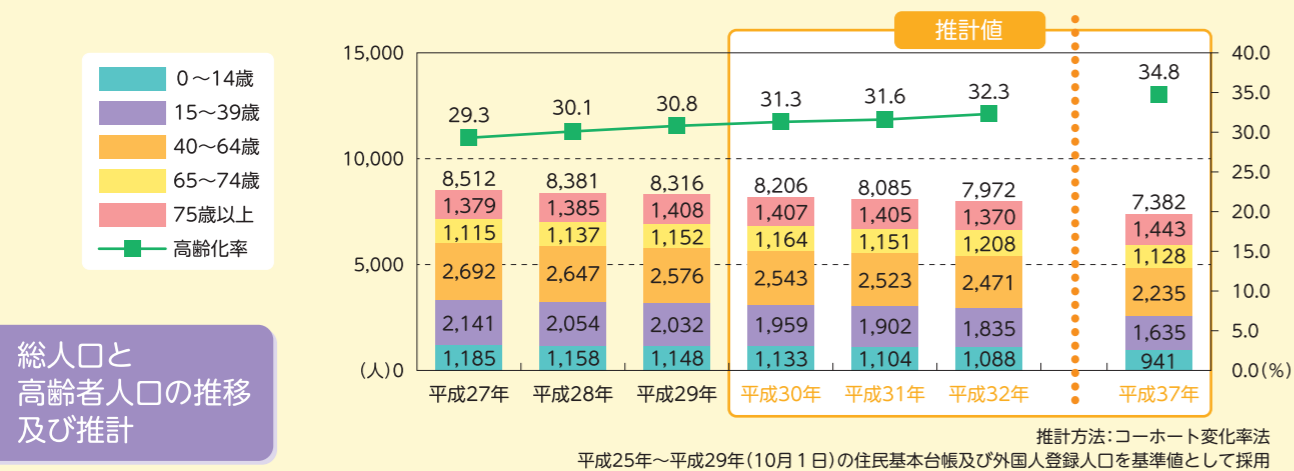
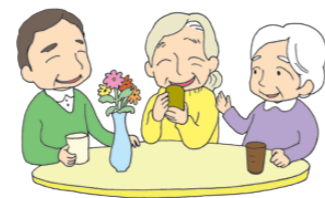
計画策定の体制

- 計画策定に先立ち、アンケート調査により高齢者の方々の生活実態や介護保険サービスの利用意向等についての現状をたずね、住民の生活実態や今後のニーズなどを把握しました。
- また、保健、医療、福祉の各分野の関係者をはじめ、広く住民などから意見を聴取するために、一般公募の住民、議会関係者等幅広い関係者の参画による「おおい町介護保険等運営協議会」において、本計画策定にあたってのご意見をいただき、計画に反映しました。

おおい町の高齢者の状況

本町の総人口は、平成27年から平成29年にかけて減少傾向となっておりますが、高齢化率は増加傾向となっております。平成30(2018)年から平成32(2020)年も同様の傾向が続き、さらに平成37(2025)年には総人口は7,382人、高齢者人口は2,571人、高齢化率は34.8%になると予測されます。

要支援・要介護認定者数の推移及び推計についても増加傾向となっており、平成30(2018)年から平成32(2020)年にかけて、増加傾向が続くと予測されます。また、要介護認定率についても同様の傾向となっております。



計画の基本理念

本町においては、高齢者人口がますます増加していく中で、高齢者やその家族が安心していつまでも暮らし続けられる社会づくりを実現するため、地域包括ケアシステムのさらなる推進に向けて、支えあう仕組みを強化します。

～これからは～

- 元気な高齢者の力や地域力を活用して、支援の必要な高齢者等を見守り・支えあう仕組みを強化します。
- ボランティアや民間企業等のさまざまな方々と協力して生活支援の拡充を図ります。
- 介護職、医療職、地域の関係機関・団体等と連携しながら、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう、基盤の整備を進めていくことが望まれます。
- 本計画では、高齢者と地域住民、関係機関・団体等、さまざまな方々との協力関係により、みんなで高齢者を支え、高齢者がいつまでもいきいきと暮らし続けられるまちづくりを目指して、「おおい町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」の考え方を継承し、「地域で支えあい いきいきと安心して暮らせる町 おおい」を基本理念として定めます。

地域で支えあい いきいきと安心して暮らせる町 おおい



計画の基本方針

基本方針1 高齢者の元気づくりと活かせる環境づくり

高齢者の健康づくり・介護予防活動を促進するため、地域での活動機会を充実し、高齢者の社会参加を促進します。地域の活動リーダーの発掘・育成に努めます。

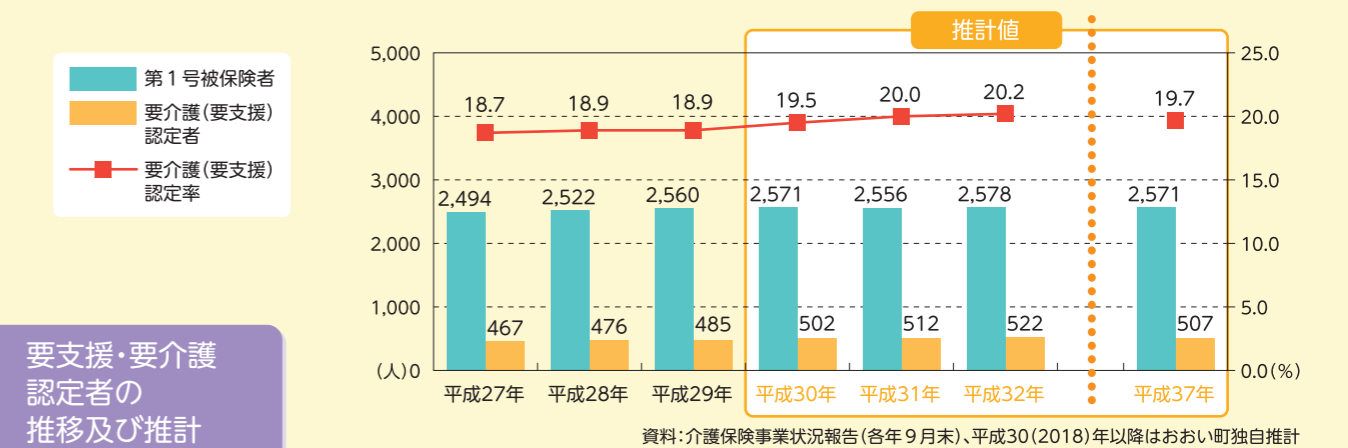
基本方針3 高齢者とその家族が安心して暮らせる社会づくり

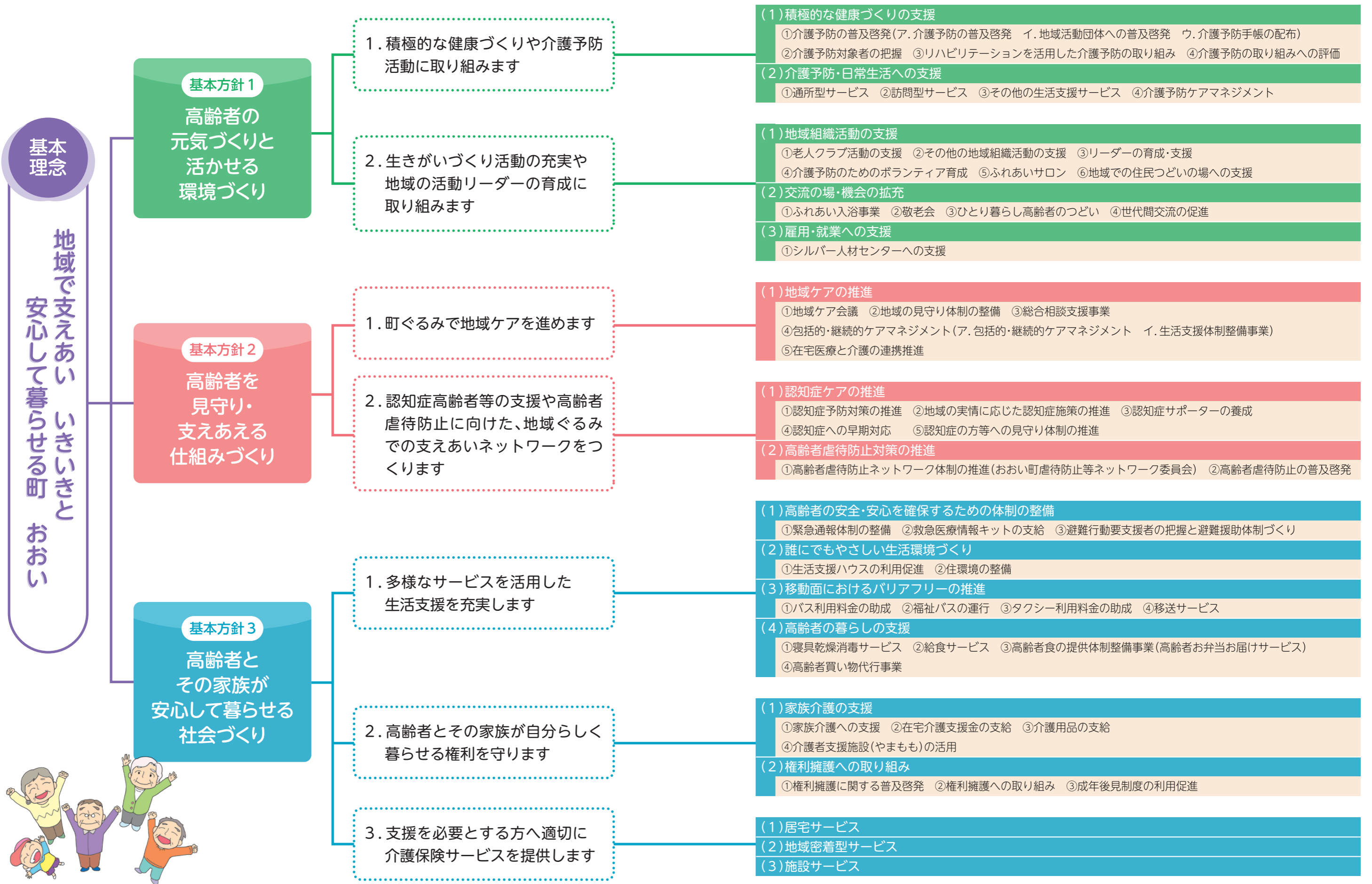
高齢者やその家族が安心して在宅生活ができるように、多様な高齢者のニーズに対応したサービスの充実を図ります。また、介護が必要な状態になっても、自分らしく尊厳を持って生活を続けられるよう、適正な介護サービスの提供や権利擁護に取り組みます。

基本方針2 高齢者を見守り・支えあえる仕組みづくり

地域包括ケアシステムのさらなる推進に向けて、多職種共同によるケアマネジメント支援の充実や生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの充実、医療と介護の連携強化に努め、地域資源の発掘やそのネットワークの形成、それらを支援するコーディネート機能の構築に取り組みます。

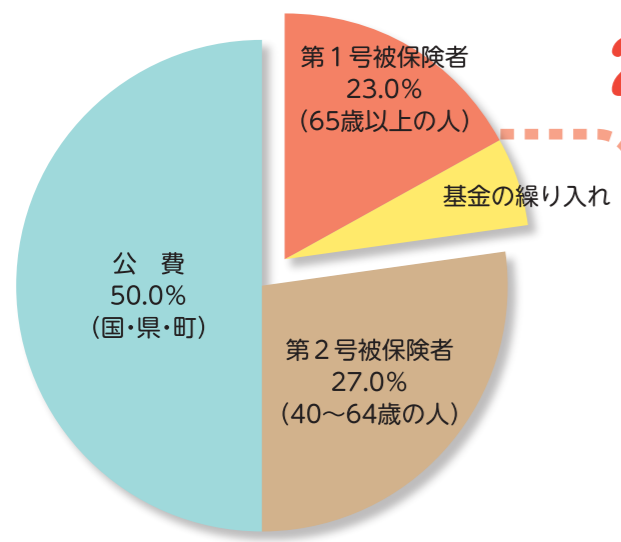
その他、認知症高齢者の早期発見・早期対応の強化、高齢者虐待防止に向けた見守り体制の強化に努めます。





おい町の介護保険給付にかかる費用

2,576,192,239円(3年間)



■基金を取り崩すことにより、保険料の上昇を抑えます

町では、介護保険料の急激な上昇を抑えるため、第7期計画においても、これまで積み立ててきた町の介護給付費準備基金を取り崩して保険料を軽減します。

これにより、第7期計画では月額119円程度が軽減されます。

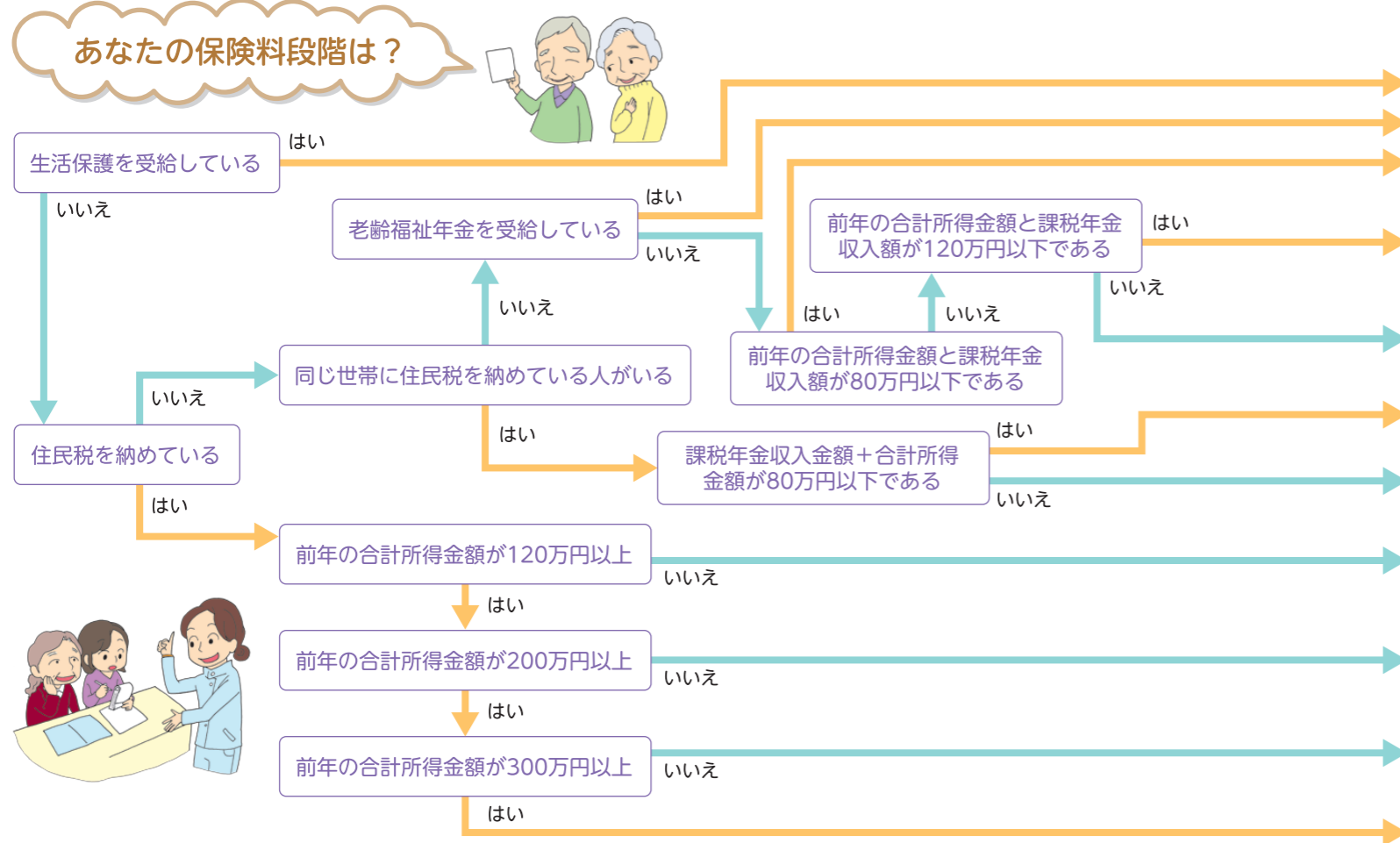
第1号被保険者負担分

第7期計画では、要介護認定者が増加傾向になることなどから、介護給付費が上昇すると見込まれます。

町では、今後将来にわたり安定したサービスを提供していくために第7期介護保険料を引き上げます。

**第1号被保険者
保険料基準額
年額74,400円
(月額6,200円)**

あなたの保険料段階は？



改めて… 知っていますか？介護保険と介護保険料のこと

介護保険は、介護が必要な人が適切な介護サービスを受けられるように支える仕組みのことで、40歳以上の人納める「保険料」と国や都道府県、市町村が負担する「公費」で運営されています。保険料は、次のとおり、65歳以上の第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の第2号被保険者と異なります。またこの介護保険料は、地域ふれあいサロン、認知症予防事業等を含む介護予防のサービスにも充てられています。

65歳以上の人 (第1号被保険者) の保険料	市町村により、介護サービスの規模や被保険者数などをもとに基準額が算出され、被保険者の所得に応じて、所得段階別に決められます。介護保険制度に基づき、3年に1度、見直しが行われます。
40歳以上 65歳未満の人 (第2号被保険者) の保険料	40歳になる誕生日の前日の月から、国民健康保険料と一緒に徴収されます。国民健康保険料のように一律ではなく、給与によって保険料率が決定されます。会社勤めであれば事業主と雇用の折半での支払いになります。

		第7期 平成30(2018)年度 ~平成32(2020)年度	
保険料段階	対象者	負担割合	保険料月額
第1段階	生活保護受給者	基準額×0.45 (公費負担分)	2,790円
	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人		
第2段階	世帯全員が住民税非課税の人で、課税年金収入金額+合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.63	3,906円
第3段階	世帯全員が住民税非課税の人で、課税年金収入金額+合計所得金額が120万円を超える人	基準額×0.75	4,650円
第4段階	世帯に住民税を課税されている人がいて、本人は住民税非課税で、課税年金収入金額+合計所得金額が80万円以下の人	基準額×0.9	5,580円
第5段階	世帯に住民税を課税されている人がいて、本人は住民税非課税で、課税年金収入金額+合計所得金額が80万円を超える人	基準額×1.0	6,200円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	7,440円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.3	8,060円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	9,300円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の人	基準額×1.7	10,540円

介護保険法の一部改正により、「介護予防・日常生活支援総合事業(以下、「総合事業」という。)」がはじまり総合事業は、「訪問型サービス」「通所型サービス」「生活支援サービス」からなる「介護予防・生活支援サービス」です。また、総合事業を推進するために、生活支援体制整備事業で協議体や生活支援コーディネーター

ました。ス事業」と、すべての高齢者を対象に住民主体の居場所づくりを充実させていく「一般介護予防事業」で構成が設置されています。

おい町の総合事業のコンセプト

「“住み慣れた地域を自分の

※平成27年度から平成28年度にかけて、介護予防・日常生活支援総合事業推進協議会(協議体)

足で歩ける”を目指す総合事業」

で総合事業について検討し、「高齢者の生活の自立」を目標にコンセプトを決定しました。

高齢者の生活の自立 介護予防・生活支援サービス事業

元気づくりと支えあい 一般介護予防事業

サービスを利用するには、基本チェックリストを受けて事業対象者となるか、介護認定を受けて要支援の認定者になることが必要です。

対象者：●要支援1・2の認定者 ●虚弱な高齢者

事業の種類	通所型サービス	通所介護	介護保険サービスの通所介護と同等のサービスです。
		通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	体操を中心としたミニデイサービス。リハビリテーション専門職の助言指導、栄養・口腔指導もあります。町内5か所で実施しています。
		通所型サービスB (住民主体による支援)	住民団体主体による通所型サービスです。住民つどいの場や地域のサロンなどから通所型サービスBへの移行を目標に育成支援しています。
	訪問型サービス	訪問介護	介護保険サービスの訪問介護と同等のサービスです。
		訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	生活支援を中心とする訪問型サービスです。
		訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	通所型サービスA参加者を対象にしたリハビリテーション専門職による訪問型サービスです。
	介護予防ケアマネジメント		総合事業における介護予防・生活支援サービスの開始に伴い、適切に介護予防に資するケアマネジメントが提供できるよう実施します。

※介護予防・生活支援サービスの実施に伴い、これまで介護保険サービスで実施していた要支援1・2の認定者を対象にした介護予防通所介護、介護予防訪問介護は廃止となります。また、介護予防・生活支援サービスの利用には、利用料が必要です。

対象者：65歳以上のすべての高齢者

事業の種類	基本チェックリストの配布	65歳以上の方全員を対象に、2年に1度、生活状況の確認のためのアンケート調査を行っています。
	介護予防手帳の配布	総合事業における介護予防・生活支援サービスの利用者に対し、介護予防活動を自己管理できるよう、介護予防手帳を作成し、配布します。
	介護予防教室	介護予防や健康づくりをテーマに、保健師・管理栄養士等がそれぞれの地域に応じた介護予防教室を実施しています。
	リハビリテーション専門職等の派遣	リハビリテーションの専門職や保健師などを各サロンや地域活動団体等に派遣し、介護予防の取り組みを支援しています。
	地域ふれあいサロン	各集落で誰でも気軽に参加できるつどいの場として、ふれあいサロンが開催されています。それぞれの地域の実情に合ったサロン活動を推進していきけるよう、支援を進めます。
	ボランティア・生活支援サポーター育成	介護予防の知識を持ったボランティアや生活支援サポーターの育成を行っています。

介護保険で利用できるサービス一覧



在宅で受けられるサービス

訪問介護	訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話をします。
訪問入浴介護	巡回入浴車(浴槽を積んだ入浴車)で利用者の居宅を訪問し、入浴介護サービスを行います。
訪問看護	医師の指示に基づいて、保健師や看護師などが利用者の居宅を訪問し、看護を行うなどの支援を行います。
訪問リハビリテーション	医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士が利用者の居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要な機能訓練(リハビリテーション)を行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が利用者の居宅を定期的に訪問し、療養上の管理及び指導を行います。
通所介護	デイサービス施設(センター)に通い、入浴、食事提供等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
通所リハビリテーション	主治医がその治療の必要性を認めた在宅の利用者が、デイケア施設(センター)に通い、その心身機能の維持回復と日常生活の自立支援のために理学療法、作業療法その他必要な機能訓練(リハビリテーション)を行います。
短期入所生活介護	介護老人福祉施設に短期間入所する在宅の利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
短期入所療養介護	治療の必要程度に応じて介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所する在宅の利用者に対して、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療、ならびに日常生活上の世話をを行います。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等で食事・入浴などの介護や機能訓練を行います。
福祉用具貸与	車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症高齢者徘徊感知機器、移動用リフトなどの福祉用具のレンタル(貸し出し)を行います。
特定福祉用具販売	心身の機能が低下した高齢者に、入浴や排泄に用いる用具の購入費を支給します。
住宅改修	高齢者等の住居において、段差の解消、廊下や階段への手すりの設置などといった小規模改修に対して、その費用を支給します。
居宅介護支援・介護予防支援	介護や支援が必要と認定された場合、どのような種類のサービスをどのようなスケジュールで利用するのがよいのかを、本人や家族の事情も組み込んで介護サービス計画(ケアプラン)を作成します。事業者との利用調整なども含め、その作成に要した費用は、全額支給されます。



地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護	自宅で暮らす要介護(要支援)者に、「通い」を中心としながら、その方の状況や希望に応じて、随時、「訪問」や短期間の「泊まり」を組み合わせて提供します。
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者などが共同生活をする住居(グループホーム)において、食事、入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練等を行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下である施設に限る)に入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行います。
地域密着型通所介護	小規模のデイサービス施設(センター)に通い、入浴、食事提供等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
夜間対応型訪問介護	夜間において、定期的な巡回による訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスの3つのサービスを行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。



施設サービス

介護老人福祉施設	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話をを行います。
介護老人保健施設	病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、在宅への復帰を支援します。
介護療養型医療施設	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関の病床です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどを行います。

※介護保険サービスを利用するためには、要介護認定を受ける必要があります。

町が実施する高齢者福祉サービス等一覧

生きがいづくり活動の充実や地域の活動リーダーの育成に取り組みます

ふれあい入浴事業 対象者:65歳以上の高齢者	清潔で健康な身体の保持や閉じこもりの防止、定期的な外出機会の確保に向けて、月2回まで「湯ったり温泉」または「ご湯づくり」の利用料を助成します。
敬老会 対象者:75歳以上の高齢者	長年にわたり社会に貢献された高齢者に対し長寿をお祝いするとともに、それぞれの地域の特性に応じた催し物などにより、楽しんでいただける敬老会を開催します。
ひとり暮らし高齢者のつどい 対象者:70歳以上のひとり暮らし高齢者	会食や催しなどを通して、ひとり暮らし高齢者同士の親睦を深めるとともに、民生委員児童委員との交流を図ります。

町ぐるみで地域ケアを進めます

総合相談支援事業	特にひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、日常の生活の状況や悩み等を把握するための訪問を実施しています。お受けした相談は、適切な機関や支援につなげています。
-----------------	---

認知症高齢者等の支援や高齢者虐待防止に向けた、地域ぐるみでの支えあいネットワークをつくります

認知症予防対策	ふれあいサロン事業や介護予防教室、通所型サービス、認知症サポーター養成講座において、認知症予防についての普及啓発を行います。
認知症への早期対応	地域の医療機関や福祉関係機関と協力し、認知症の疑いのある方に早期に対応する認知症初期対応集中チームを発足します。

高齢者の安全・安心を確保するための体制を整備します

緊急通報体制の整備 対象者:70歳以上のひとり暮らし高齢者等	ひとり暮らし高齢者等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報システムの設置により、24時間の見守り体制を整備し、高齢者の安全・安心な生活を支援します。
救急医療情報キットの支給 対象者:ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯等	「もしも」の際の備えとして、あらかじめかかりつけ医や服薬の情報、親族の連絡先などの情報を入れた救急医療情報キットを支給します。

誰にでもやさしい生活環境づくりを推進します

生活支援ハウス 対象者:在宅生活が不安な60歳以上の方 利用者負担:収入に応じた負担	60歳以上の世帯の方で、在宅で自立した生活を送ることが不安な方に一時的に住居を提供します。
住まい環境整備支援事業 対象者:要介護3以上の高齢者等 利用者負担:対象経費の1割	介護保険の住宅改修の対象とならない改修等に対し一部を補助します。 <上限>80万円



移動面におけるバリアフリーを推進します

バス利用料金の助成 対象者:65歳以上の高齢者	高齢者の移動手段の確保を図るため、町内の路線バスの運賃を全額補助します。
福祉バスの運行(名田庄地区) 対象者:高齢者等	名田庄地域の各地区と「あつとほ〜むいきいき館」との間を地区別に週3回、無料の送迎バスを運行します。
タクシー利用料金の助成 対象者:ひとり暮らし高齢者、要介護高齢者	ひとり暮らし高齢者や要介護4・5の認定者が、県のタクシー協会に加盟しているタクシー会社等を利用する場合の初乗り料金を助成します。
移送サービス 対象者:公共交通機関の利用が困難なひとり暮らし高齢者等 利用者負担:年会費として10,000円	公共交通機関の利用が困難なひとり暮らし高齢者等に、通院等の移動手段を確保するため、月2回まで移送サービスを行います。利用には、おでかけ会への入会が必要です。

高齢者の暮らしを支援するサービスを充実します

寝具乾燥消毒サービス 対象者:ひとり暮らし高齢者、要介護高齢者	年2回(6月と11月)、寝具乾燥等のサービスを実施します。
給食サービス 対象者:ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯で買い物や調理が困難な方 利用者負担:1食あたり200円	ボランティア等により月4回弁当の配食を実施するとともに、配食時に安否確認を行います。
高齢者食の提供体制整備事業(高齢者お弁当お届けサービス) 対象者:高齢者等 利用者負担:弁当等の実費	高齢者が食べやすいような弁当やおかずセットを、移動販売業者が地域まで配達し、食の機会の確保を支援します。
高齢者買い物代行事業 対象者:ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯で買い物が困難な方	社会福祉協議会の設置するボランティアセンターと連携し、週2回までボランティアの方が必要な食材や日用品等の買い物を代行します。

家族介護の支援を推進し、介護者の生活の質の向上を図ります

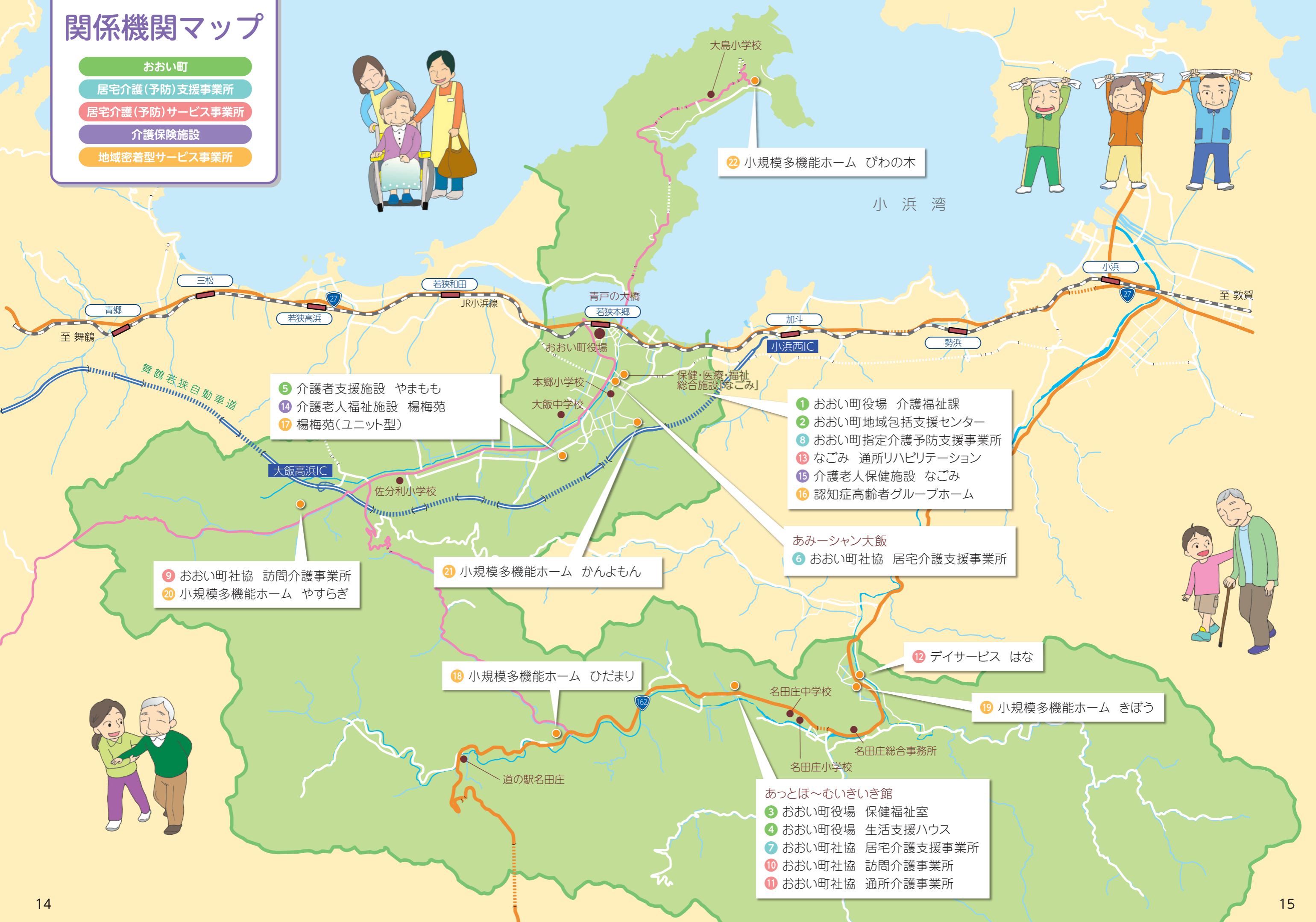
介護者教室の開催 対象者:要介護者を抱える家族等	要介護者を抱える家族等に対し、介護知識や技術の講習などを行うとともに、介護者同士の交流等を図るため、介護者教室を開催します。
在宅介護支援金の支給 対象者:要介護4または要介護5の方を在宅で介護している介護者	在宅で介護している介護者の経済的な負担等を軽減するため、介護支援金を支給します。
介護用品の支給 対象者:介護保険により要支援以上と認定された方、またはそれと同程度の方 利用者負担:課税世帯…購入費の15% 非課税世帯…購入費の5% 生活保護世帯…負担なし	介護者の介護負担や経済的な負担を軽減するため、おむつなどの介護用品の購入費を助成します。

権利擁護への取り組みを推進します

成年後見制度の利用促進 対象者:認知症高齢者等	財産管理や福祉サービスの利用等を自分で行うことが困難で判断能力が十分でない認知症高齢者等を援助する「成年後見制度」の利用促進を図るために、制度の利用支援や周知を進めます。
-----------------------------------	---

関係機関マップ

- おい町
- 居宅介護(予防)支援事業所
- 居宅介護(予防)サービス事業所
- 介護保険施設
- 地域密着型サービス事業所



22 小規模多機能ホーム びわの木

小 浜 湾

5 介護者支援施設 やまもも
 14 介護老人福祉施設 楊梅苑
 17 楊梅苑(ユニット型)

1 おおい町役場 介護福祉課
 2 おおい町地域包括支援センター
 8 おおい町指定介護予防支援事業所
 13 なごみ 通所リハビリテーション
 15 介護老人保健施設 なごみ
 16 認知症高齢者グループホーム

あみーシャン大飯
 6 おおい町社協 居宅介護支援事業所

9 おおい町社協 訪問介護事業所
 20 小規模多機能ホーム やすらぎ

21 小規模多機能ホーム かんよもん

12 デイサービス はな

19 小規模多機能ホーム きぼう

18 小規模多機能ホーム ひだまり

あっとほ〜むいきいき館
 3 おおい町役場 保健福祉室
 4 おおい町役場 生活支援ハウス
 7 おおい町社協 居宅介護支援事業所
 10 おおい町社協 訪問介護事業所
 11 おおい町社協 通所介護事業所